

**H22.08.11改訂版**

# **PCB汚染物等の登録について**

**(「調査票記入要領」簡略版)**

**日本環境安全事業株式会社**

# 目次

1. PCB汚染物等とは？
2. 処理料金と割引について
3. 登録制度について
4. 搬入可能容器と指定容器について
5. 登録から搬入までの流れ
6. 各種連絡先
7. (参考)PCBに汚染された電気機器の処理体制



# 1. PCB汚染物等とは？

## 安定器

10kg未満の小型電気機器

感圧複写紙

ウエス

汚泥

その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻・・・等)

注:微量PCB汚染廃電気機器は、JESCOの処理対象物ではありません。

上記の処理対象物のうち、当面、受入を行う品目は、

**「安定器」及び「10kg未満の小型電気機器」**です。

廃棄物は、品目毎に分別して容器に収納し処理委託してください。



## 2. 処理料金と割引について

### PCB汚染物等の処理料金(容器単位)

消費税(5%)込

$29,400 \text{円(円/kg)} \times 1 \text{缶当たりのPCB汚染物等の総重量(kg)}$

- (注) ・ PCB汚染物等の総重量(kg)には、容器の重量を含みます。  
・ 当料金は全国一律ですが、現在処理を行っているのは、北九州事業のみです。

### 指定容器割引

当社が指定する容器である場合は、上記の金額から1缶あたり**588,000円**を差し引いた金額となります。(ただし、最低料金は、29,400円となります。)

**指定容器** 天蓋をした状態で外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶(例:JIS Z 1600規格のドラム缶) 詳細は7頁参照

### 中小企業者等軽減制度

中小企業者に対し、処理料金の**70%**を補助  
(詳細は、「中小企業者等軽減制度」パンフレットをご覧ください。)

指定容器割引と中小企業者等軽減制度適用後の料金

$= (29,400 \text{円} \times 1 \text{缶当たりのPCB汚染物等の総重量(kg)} - 588,000 \text{円}) \times 30\%$

# 3. 登録制度について

処理を希望される方は、まずJESCOに登録する必要があります。  
PCB汚染物等の登録には、次の2種類があるので、ご注意下さい！

・JESCOに搬入可能な容器( 6頁参照)に入  
った「安定器」又は「10kg未満の小型電気機器」  
(例)外径63cm、高さ90cmの鋼製200Lオープンヘッド  
ドラム缶に入った安定器。

搬入荷姿登録

・JESCOに搬入できない状態の安定器  
(例)衣装箱、鉄箱等に入っている安定器  
・JESCOで当面の受入対象品目として  
いないPCB汚染物等  
(例)ウエス、感圧紙、汚泥等

予備登録

予備登録だけでは、  
契約・処理はできません。

契約の半年前までに

搬入荷姿登録

・登録料は、必要ありません。(無料)  
・PCB機器等で行った早期登録・調整協力割引制度は、ありません。

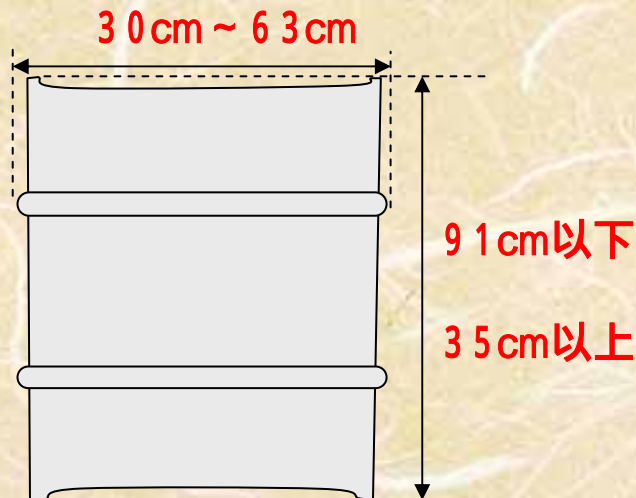
# 搬入可能な容器とは？

天蓋をした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶(例:JIS Z 1600規格のドラム缶)

<注意>

- ・ 天蓋にガスケットを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉(錆や傷等で密封性が損なわれたものは不可)
- ・ 1缶当たりの総重量は、500kg以下

受入可能なドラム缶の寸法  
(バンド含む)



バンドタイプのペール缶



× 天板固着式のドラム缶・ペール缶は、契約や運搬の際に中身の確認ができない。



× ラグタイプのペール缶は、開閉の際の変形で密閉性が保てなくなる。

ドラム缶は、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)、ペール缶は、20L又は27L缶を推奨します。

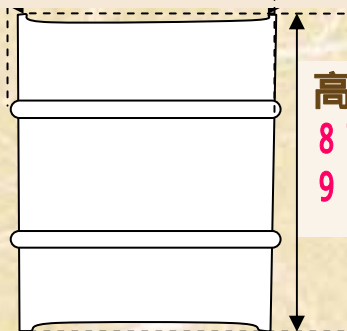
# 指定容器とは？

## < 指定容器の条件 >

天蓋をした状態で外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶(例:JIS Z 1600規格)。1缶当たりの総重量は、500kg以下

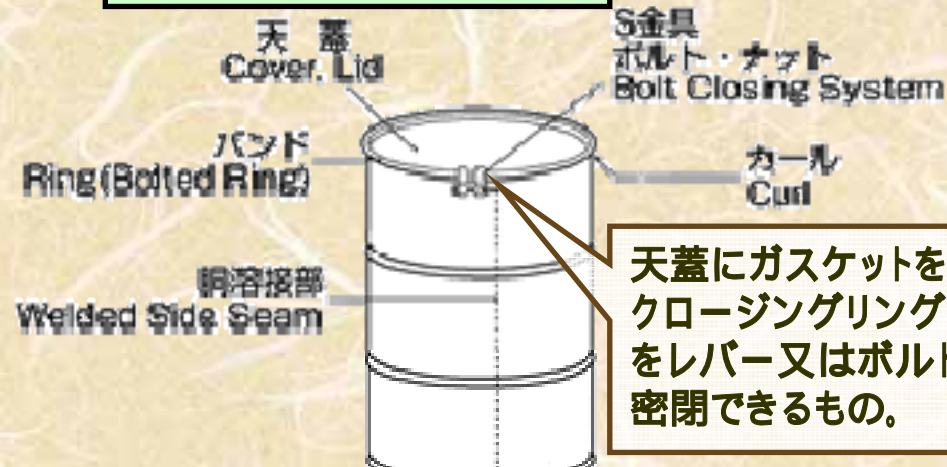
### 指定容器の寸法

外径(バンド含む)  
55cm～63cm



高さ  
87cm～  
91cm

### オープンヘッドドラム缶



天蓋にガスケットを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉できるもの。

**この容器で搬入される場合、処理料金の総額から588,000円を差し引きます。**

ただし、以下のものは割引を受けられないので注意！！

- × **ステンレス缶**(注: 塗装されていないドラム缶は、ステンレス缶の可能性有り)
- × 再利用等で特殊な加工を行ったドラム缶
- × PCB油が漏れた**油溜まりが視認できる**汚染されたドラム缶

# 搬入荷姿登録とは？

PCB汚染物等が以下の(1)(2)(3)の**全て**に該当する場合は、「**搬入荷姿登録**」を行います。**(これ以外は、すべて予備登録になります。)**

(1) 当面の受入品目「安定器」又は「10kg未満の小型電気機器」である。

(2) **天蓋をした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶**(例: JIS Z 1600規格のドラム缶)に収納されている。

<注意>

- ・天蓋にガスケットを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉したもの。(錆や傷等で密封性が損なわれたものは不可)
- ・1缶当たりの総重量は、500kg以下
- ・にじみ・漏れのある場合は、可能な限り、他のものと別の容器で保管。

(3) 当社への搬入時に荷姿を変更する可能性がない(その状態で当社への処理委託が可能なもの)。

ドラム缶は、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)、ペール缶は、20L又は27L缶を推奨します。



## 予備登録とは？

「搬入荷姿登録」要件に該当しない場合は、すべて「予備登録」となります。

(1) 搬入可能な容器( 6頁参照)で保管されていない「安定器」又は「10kg未満の小型電気機器」  
(例) 衣装ケースや鉄箱に入った安定器。



(2) 「安定器」「10kg未満の小型電気機器」以外の  
PCB汚染物等( 3頁参照)  
(ウエス、感圧紙、汚泥等)



予備登録から搬入荷姿登録へ移行する際は、予備登録をした数量の修正をお願いします。

(例) 予備登録で安定器500kgを登録したが、うち300kgを搬入荷姿登録に移行する場合

予備登録 安定器500kg      安定器200kgに修正

# PCB汚染物等登録申込書一覧

## 搬入荷姿登録

搬入荷姿登録申込書(総括表)  
搬入荷姿登録調査票(様式5)  
写真

## 予備登録

予備登録申込書(総括表)  
予備登録調査票(様式4)  
写真



詳細は、お手元の「PCB汚染物等調査票記入要領」をご覧ください。

1 搬入荷姿登録調査票 (総括表)

搬入荷姿登録申込書(総括表)  
(PCB汚染物等)

平成 年 月 日

登記等で用いている正式な名称及び代表者名をご記入ください。

〒 -

保管事業者住所

保管事業者名

代表者氏名

印

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職	担当者名
	電話番号	FAX番号

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所)  1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、にレ点を記入。当てはまらない場合、を記入)

保管事業場名

印鑑を押してください。

新規申し込みか「予備登録」から「搬入荷姿登録」への移行分なのかチェックを入れてください。

担当者名	
FAX番号	

4. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方のにレ点を記入ください)

<input type="checkbox"/> ① 新規の搬入荷姿登録申請(←予備登録をしていない場合はこちら)	※予備登録番号(②、③の場合は必ずご記入下さい)
<input type="checkbox"/> ② 予備登録した廃棄物 <u>すべて</u> を搬入荷姿登録へ移行	b
<input type="checkbox"/> ③ 予備登録した廃棄物の <u>一部</u> を搬入荷姿登録へ移行 → 別紙「予備登録調査票」参照 (以前、予備登録した内容の修正をお願いします。)	

予備登録廃棄物のうち一部を搬入荷姿登録へ移行している場合は、予備登録調査票の修正をお願いします。

# 搬入荷姿登録調査票(PCB汚染物等)

2

搬入荷姿登録調査票(様式5)

<注意事項>

お持ちの「PCB汚染物等」が、①当面の受入品目「安定器」である。②天ぶたをした状態で外径30cm以上63cm以下、高さ35cm以上91cm以下の密閉した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶に保管されている。③当社への搬入時に荷姿を変更する可能性がない場合は、この「搬入荷姿登録調査票」にご記入ください。

保管事業場名

記入コード

- ※1 PCB
- ※2 含有物
- ※3 容器種類
- ※4 容器材質
- ※5 容器の状態
- ※6 重量確認方法

**容器単位で  
ご記入下さい。**

**JESCOに搬入可能な容器を  
ご記入下さい。**

↓容器単位でご記入下さい。

機器番号 (x)	廃棄物情報										搬入容器							R 総重量 (容器込) (kg)	S 重量確認 方法 (同※6) 実測の場合 は実測写真 を添付	T 備考
	A 特措法番号	B PCB汚染物等種類 (記入コード※1)	D 台数 ※安定器・小 型電機機器の み記入	E 重量 小計 (kg)	F にじみ・ 漏れ	G 混載物等	H 発生経緯	I PCB分析結 果(実施してい る場合濃度を 記入)	J 含有物 ※2 (含有量も分 かれは記入)	K PCB汚染 物等の重 量計 (kg)	L 容器種類 ※3	M 容器 材質 (同※4)	N 容量(L)	O 寸法(cm)		P 容器の状 態 (同※5)	Q 容器重量 (kg)			
														外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)					
x097	13-01	1 (蛍光灯用安定器)	2.1	60	126.0	なし	ビニールで梱包され ていて外せない。			206.0	1 (ドラム 缶)	1 (鋼 製)	200	60	90	良好	24.0	230.0	3 (1台を 実測×個数 (容器のみ 推定))	
		2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし													
x098	13-01	1 (蛍光灯用安定器)				なし	なし				1 (ドラム 缶)	1 (鋼 製)	200	60	90	良好	24.0	260.0	1 (容器毎 ごと量器で 実測)	
x099	13- 002,003	2 (水銀灯安定器)	18.0	4	72.0	なし	なし			72.0	2 (ペー ル缶)	1 (鋼 製)	20	30	36	良好	1.8	73.8	2 (1台を 実測×個数 (容器も別 途実測))	

**総重量は、500kg以下  
でお願いします。**

3

搬入荷姿登録

写真撮影例

保管場所全体が確認できる写真

X001~X011



PCB汚染物等の状況が確認できる写真

X006



蓋の形状が分る写真もお願いします。

PCB汚染物等の重量が確認できる写真

X003



X006



(注)必ず実測時の写真をお撮り下さい。  
(重量の表示がわかる写真をお願いします)

1

予備登録調査票

総括表

予備登録申込書(総括表)  
(PCB汚染物等)

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社 殿

登記等で用いている正式な名称及び代表者名をご記入ください。

保管事業者住所

保管事業者名

代表者氏名

印

印鑑を押してください。

担当部署・役職  
電話番号

担当者名

FAX番号

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所)  1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、 ( )に記入)

保管事業場名

住所

連絡先

担当部署・役職

電話番号

担当者名

FAX番号

3. 登録確認書等送付先  1. 保管事業者宛  2. 保管事業場宛  3. その他(送付先を以下に記入)

PCBを保管している事業場住所、連絡先等をご記入下さい。

担当者名

FAX番号

4. 処理委託希望  
予備登録調査票(PCB汚染物等) 様式-4 参照

5. 調査機器等の写真  
・「PCB汚染物等調査票記入要領」の登録必要書類の記入要領2. (3)「PCB汚染物等の写真撮影」を参照の上撮影して、本表提出時に添付願います。

6. その他の注意事項、備考  
(1) 契約の6ヶ月前までに搬入荷姿を確定した搬入荷姿調査票をご提出頂く必要がございます。



3

予備登録

写真撮影例

保管場所全体が確認できる写真



搬入可能な容器( 6頁参照)でないもの(衣装ケースに入った安定器等)は予備登録

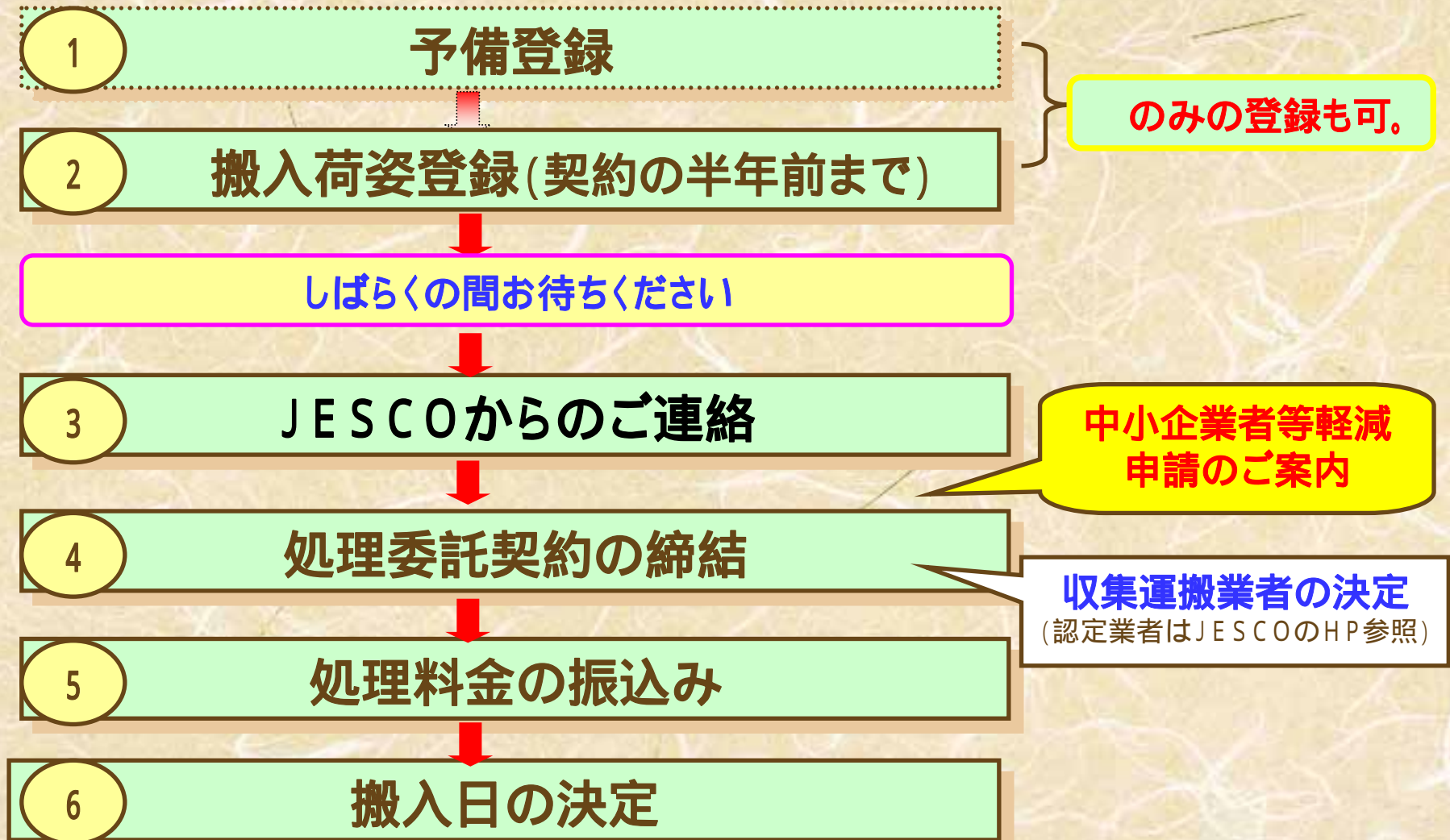
PCB汚染物等の状況が確認できる写真



PCB汚染物等の重量が確認できる写真(必須ではありません)



# 登録後から搬入までの流れ



# < 各種連絡先 >

## 1. 登録について(書類郵送先)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館4階)

日本環境安全事業株式会社

本社営業部 PCB汚染物等登録担当

TEL: 03 - 5765 - 1935

書式のダウンロード先 : <http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

『PCB汚染物等の登録手順について(北九州事業のみ)』参照

## 2. 処理の時期等について

〒802-001

福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8 - 1 AIMビル8階

日本環境安全事業株式会社 北九州事業所 小倉オフィス

TEL 093 - 522 - 8588

処理の時期や契約方法のお問い合わせは、  
JESCO北九州事業所までお願いします。

# 1. PCBに汚染された電気機器の処理体制

( 参 考 )

<p><b>【高濃度のPCBを使用した電気機器】</b>                  PCBが絶縁油として使用された電気機器で、絶縁油中のPCB濃度が高濃度(50%以上)。                  &gt;一般的にコンデンサはPCB濃度100%、トランスは概ね60%前後です。                  &gt;これらの電気機器から取り出したPCB油類、これらの保管容器も処理します。</p>	<p><b>現在JESCOで処理を行っています。</b>                  JESCOへの機器登録をお願いします</p>
<p>JESCOでは現在50%以上の濃度の電気機器について処理を進めております。50%未満の濃度の電気機器(微量PCB汚染廃電気機器を除く。)についても登録を受け付けますが、当面保管継続をお願いします。</p>	
<p><b>【微量PCB汚染廃電気機器】</b>                  PCBを使用していないとする電気機器であって、PCB濃度0.5mg/kgを超える微量のPCBによって(非意図的に)汚染された絶縁油を含むものが廃棄物となったもの。                  &gt;微量のPCBに汚染された電気機器等の大部分が数mg/kgから数十mg/kg程度(約99%100mg/kg以下)であると推計されています。                  &gt;微量PCB汚染廃電気機器等もPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に基づき、都道府県又は政令市に保管状況等を届け出る必要があります。                  &gt;PCBが使用された電気機器の絶縁油を入れ替えたことによりPCBの濃度が低くなったものは微量PCB汚染廃電気機器等に該当しません。</p>	<p><b>JESCOでは処理を行っておりません。</b>                   今後はJESCO以外の認定を受けた施設により処理が進められていく予定です。</p>
<p><b>【PCB濃度が0.5mg/kg以下の電気機器】</b>                  &gt;PCB以外の含有物によっては特別管理廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。</p>	<p>PCB廃棄物としては扱われません。</p>

# 2. JESCO(北九州事業所)の処理対象物と登録方法

<p>高濃度で10kg以上のトランス、コンデンサ等、トランス・コンデンサ等から取り出したPCB油類、トランス・コンデンサ等の保管容器</p>		<p>機器登録</p>
<p>安定器・10kg未満の小型電気機器</p>	<p>JESCOに搬入可能なドラム缶等に保管されている</p>	<p>搬入荷姿登録</p>
	<p>衣装ケース等JESCOへの搬入ができない容器に保管されている</p>	<p>予備登録</p>
<p>感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他(砂利、シール材、コンクリート殻等)</p>		